

《本個人情報の取扱いに関する重要事項は、カード会員規約（以下「本規約」といいます。）、au PAY カード特約並びに ETC カード利用規定より抜粋しています。》

ここからは、「カード会員規約」の記載事項を抜粋しています。

「当社」とは、au フィナンシャルサービス株式会社をいいます。

「会員」とは、当社が発行するクレジットカードの本会員、および家族会員をいいます。

「カード」とは、当社が発行するクレジットカードをいいます。

「加盟店」とは、当社が発行するクレジットカードが利用できる店舗・施設等をいいます。

「三菱 UFJ ニコス」とは、三菱 UFJ ニコス株式会社をいいます。

「両社」とは、当社と三菱 UFJ ニコスをいいます。

「付帯サービス」とは当社、三菱 UFJ ニコスまたは当社もしくは三菱 UFJ ニコスが提携する第三者が提供するカード付帯サービスおよび特典をいいます。

「カード会員規約」

第 2 章 個人情報等の取扱い

第 15 条（個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供）

1. 会員等は、両社が、会員等の個人に関する情報について必要な保護措置を行ったうえで、本契約を含む当社または三菱 UFJ ニコスもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理（与信判断基準の策定や策定のための分析等を含みます）のために、以下の情報を収集、保有、利用することを、予め同意するものとします。

- (1) 本人を特定するための情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証等の記号番号等）、取引目的、職業、その他会員等が入会申込時および第 10 条に基づき届け出た事項
- (2) 入会申込日・入会承認日・カードの番号・カードの契約状態・カードの有効期限・振替口座・利用可能枠・会員種類等、会員等と両社との本契約の内容に関する事項（本契約に係る申込、解約、解除等の事実を含みます。）
- (3) 会員のカードの利用内容、カードの利用状況、支払い状況、お電話等でのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項
- (4) 本会員等が入会申込時に届け出た収入・負債、その他当社または三菱 UFJ ニコスが収集したクレジットカード利用・支払い履歴
- (5) 取引時確認、収入証明書、マネー・ローンダーリング等防止、法令等に基づき取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
- (6) 当社または三菱 UFJ ニコスが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

- (8) 会員に設定されている au ID およびその利用に関する契約ステータス情報
 - (9) 会員等の当社ホームページ等へのアクセス情報（アクセスページ、アクセス日時、ブラウザ情報等）
 - (10) Cookie 等の端末識別子を通じて収集されたウェブサイト閲覧履歴、メールアドレスに結びついた個人の年齢・性別・家族構成等、商品購買履歴・サービス利用履歴、位置情報などの情報、個人の興味・関心を示す情報等（当社はこれら情報を第三者から入手し、当社が有する情報と結び付け個人情報として本規約の利用目的の範囲内で利用することができます。または、これら情報を第三者へ提供することができます。）
 - (11) 前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当社が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含みます）
2. 会員等は、当社が、以下の各号に定める目的のために、前項各号に定める会員等の情報を収集、利用、保有することを、予め同意するものとします。ただし、会員が本項第 2 号に定めるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付ならびに本項第 3 号および本項第 4 号に定める営業案内での利用について当社に中止を申し出た場合、当社は、業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。また、会員は本項第 6 号に定める当社ホームページにおける品質維持・向上のために、当社が前項第 9 号に定めるアクセス情報の収集を停止することができます。停止方法については、当社ホームページで案内するものとします。
- (1) カード発行、会員管理、各種イベント・プロモーション、および付帯サービスを含むすべてのカード機能の履行
 - (2) 当社の事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証
- なお、当社の事業の具体的な内容については、当社ホームページ (<https://www.kddi-fs.com>) にてご案内しています。
- (3) 当社の事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等による営業案内
 - (4) 当社が受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内
 - (5) 当社が受託して行う当該受託先と会員等との取引に関する与信判断
 - (6) 当社ホームページにおける品質維持・向上
 - (7) その他前各号に付随する業務のため
3. 会員は、本契約に基づく当社の業務を委託先に委託する場合（再委託、再々委託以降を含む。以下同様）に、業務の遂行に必要な範囲で、本契約に基づき収集した会員の情報を当該委託先に預託または提供することおよび当該委託先が独自に取得した会員の情報に

について、当社が提供を受ける場合があることに予め同意するものとします。

4. 会員は、当社の業務遂行に必要な範囲で、当社および当社の複数の委託先の間で、本条第1項各号に定める会員の情報を相互に提供することを予め同意するものとします。
5. 会員等は、当社が、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社等（以下、当社と併せて総称し「KDDI 等」といいます。）に対し、カードを申込した事実および内容、カードの申込を取消した事実、カード申込後の当社の手続き状況、カードが発行された事実または発行されなかった事実、カードの利用内容、カードの利用状況、カードが停止または解約となった事実、カードが停止解除または再発行となった事実を、入会申込手続、会員等の管理、カードに関する会員等からの照会対応、カードに係る諸機能および特典の提供、カードに係る利用状況の分析、カードに係るサービスの改善、カードに係るサービスの品質向上、KDDI 等が会員にとって有益と考える情報の掲載または配信等の目的で提供することを予め同意するものとします。
6. 会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険、損害保険、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報を提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業法、割賦販売法、銀行代理、損保代理の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含みます。

【目的】

- ①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため

- ②ゴールド会員に対して、第6条に定めるサービス提供会社のサービスを提供するため

【提携会社】

KDDI 等および KDDI グループ (<https://www.kddi.com/corporate/group/>に記載されているグループ会社)

7. 会員等は、両社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合に、公的機関等に対し個人情報を提供することを予め同意します。

第16条（個人信用情報機関の利用および登録）

1. 本会員等は、当社または三菱UFJニコスが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とす

る者)について、以下の目的のために本会員等の個人情報が取り扱われることを予め同意するものとします。

- (1) 本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、本会員等の支払い能力・返済能力の調査のために利用されること。
2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の加盟個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社または三菱 UFJ ニコスが新たに個人信用情報機関に加盟する場合には、本会員等に対し、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第 17 条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当社、三菱 UFJ ニコスに対して、当社、三菱 UFJ ニコスがそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1) 当社への開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - (2) 三菱 UFJ ニコスへの開示請求：本規約末尾に記載の三菱 UFJ ニコス相談窓口へ
2. 開示請求等により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 18 条（個人情報の取扱いに関する不同意）

1. 両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または本章に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きを取ることがあります。なお、次の各号の利用に対する中止の申し出があっても、入会をお断りすることや退会の手続きを取ることはできません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。）
 - (1) 第 15 条第 2 項第 2 号に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付
 - (2) 第 15 条第 2 項第 3 号または第 4 号に定める営業案内

第 19 条（契約不成立時の個人情報の取扱い）

1. 本会員入会申込者および家族会員入会申込者は、当社が取得した第 15 条第 1 項各号のこれらの者の情報について、入会しない場合（両社が入会をお断りする場合を含み、これに限られません。）であっても、理由のいかんを問わず、第 15 条に定める目的（ただし、第 15 条第 2 項第 1 号および第 4 項に記載のものを除きます。）および第 16 条の定めに基づき利用されることを、予め同意します。ただし、第 18 条第 1 項各号に基づく中止の申し出があった場合、当該利用目的についてはこの限りではありません。

第 20 条（退会者の個人情報の取扱い）

1. 両社は、第 45 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 15 条に定める目的（ただし、第 18 条第 1 項各号に記載のものを除きます。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 21 条（条項の変更）

1. 本章に定める個人情報等の取扱いに関する同意条項は、法令に定める手続きに従い、必要な範囲で変更できるものとします。

<ご相談窓口>

1. 商品・サービスなどについてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談、カードのサービス・入退会手続等についてのお問い合わせ、届出事項の変更のお申し出、支払い停止の抗弁に関する書面、当社に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理統括責任者を設置しております。

○au フィナンシャルサービス コールセンター

03-6758-7388

au PAY ゴールドカード会員さまは、カード裏面に記載の au フィナンシャルサービス ゴールドデスクでも受付いたします。

3. 三菱 UFJ ニコスに対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記にご連絡ください。なお、三菱 UFJ ニコスでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

○三菱 UFJ ニコス株式会社 MUFG カードコールセンター

ナビダイヤル 0570-050-535 または 03-5489-6165

〒113-8411 東京都文京区本郷 3-33-5

4. 貸金業に関するさまざまご相談・問い合わせ・苦情については下記にご連絡ください。

○日本貸金業協会 相談・紛争解決センター

ナビダイヤル 0570-051-051 または 03-5739-3861

受付時間 9:00～17:00 (休：土、日、祝日、年末年始)

<加盟個人信用情報機関>

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

また、両社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、本会員等に対し書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階	0120-810-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目 4番1号 芝パークビル B館 4階	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法・貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

※株式会社日本信用情報機構 (JICC) は、貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は上記の各機関開設のホームページをご覧ください。

※JICC は三菱 UFJ ニコスのみが加盟しています。

「登録情報および登録期間」表

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
①本人を特定するための情報 (氏名、性別、生年月日、	左記②③④のいずれかの情報が登録されている期間	

住所、電話番号、勤務先、 勤務先電話番号、運転免許 証等の記号番号等)		
②本契約に係る申し込みをし た事実	当社が個人信用情報機関 に照会した日から 6 ヶ月 間	照会日から 6 ヶ月以内
③本契約に係る客観的な取引 事実 (①の情報のほか、契 約の種類、契約日、極度 額、貸付額、商品名および その数量／回数／期間、支 払回数等契約内容に関する 情報等)	契約期間中および契約終 了後 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内（ただし、債権譲 渡の事実に係る情報につい ては当該事実の発生日から 1 年以内）
④本契約に係る債務の支払い を延滞等した事実 (③の情 報のほか、利用残高、割賦 残高、年間請求予定額、支 払日、完済日、延滞等支払 い状況に関する情報等)	契約期間中および契約終 了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内

<提携個人信用情報機関>

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信 用情報センタ ー (KSC)	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1- 3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo. or.jp/pcic/

※KSC の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の KSC 開設のホームページをご覧く
ださい。

加盟個人信用 情報機関	提携個人信用 情報機関
CIC	JICC、KSC

JICC	CIC、KSC

ここからは、「au PAY カード特約」の記載事項を抜粋しています。

「本カード」とは、au PAY カードをいいます。

「会員」とは、本カードの会員をいいます。

「入会希望者」とは本カードの申込に着手した方を含み、会員となることを希望する方をいいます。

「au フィナンシャルサービス」とは、au フィナンシャルサービス株式会社をいいます。

「KDDI 等」とは、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社をいいます。

「両社等」とは、au フィナンシャルサービスおよび KDDI 等をいいます。

「au PAY カード特約」

第 9 条（本カードの個人情報取扱いに関する特約）

1.会員等は、KDDI 等が、本申込情報のうち、以下に定める会員等の個人情報等（以下「お客様情報」といいます。）を au フィナンシャルサービスへ提供することについて同意するものとします。

(1) 氏名、生年月日、性別、ご自宅住所、会員等が KDDI 等との間で締結している通信サービスの提供に係る契約（以下「回線契約」といい、au ID の利用に係る契約と併せて「回線契約等」といいます。）において連絡先としてご登録済みの電話番号およびメールアドレス。

(2) 回線契約の家族割、一括請求等のサービス登録状況

(3) 回線契約等の契約内容（契約年数、契約日、解約日を含みます。）および au ID

(4) 回線契約に係る通信料金等の支払状況および支払額

(5) au PAY（au かんたん決済）の利用実績、料金支払方法、料金の支払状況および支払額

(6) au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績

(7) 保有 au ポイント数および au ポイントの利用実績

(8) KDDI 等が実施したキャンペーンへの参加実績

(9) 会員等が KDDI 等との間で締結した各種サービスの提供に係る契約（回線契約等を含みません。）の契約内容（契約年数、契約日、解約日を含みます。）ならびに当該サービスの利用実績、料金の支払状況および支払額

2.KDDI 等は、入会希望者による本会員カードの申込手続きを簡易にするため、入会希望者

が au ID にてログインを完了した時点で、当該入会希望者に係る第 1 項第 1 号に定めるお客さま情報を、au フィナンシャルサービスに提供するものとします。

3. 家族カードの申込手続きを行うため、本会員のお客さまが「家族会員情報」画面で au ID を入力完了した時点（家族会員となることを希望されるお客さまの au ID を入力する場合は当該お客様に代わって入力するものとします。）で、KDDI 等は、当該 au ID に紐づく入会希望者に係る第 1 項第 1 号の情報を au フィナンシャルサービスに提供します。
4. KDDI 等は、本カードの申込が完了した時点で、入会希望者に係る第 1 項第 2 号から第 9 号までのお客さま情報の全部または一部を au フィナンシャルサービスに提供し、au フィナンシャルサービスは当該情報を次の各号に定める利用目的のために取得するものとします。
 - (1) au フィナンシャルサービスが取扱う商品（キャッシングを含みます。）やサービス・キャンペーン等に関する情報のご提供、新商品情報のお知らせならびに関連するアフターサービス、市場調査および概念実証、商品開発および宣伝のためのダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内を行うため。
 - (2) au フィナンシャルサービスが現在または将来において行う事業（au フィナンシャルサービスのホームページに掲載）に関する取引の与信判断および与信後の管理ならびにこれらを効率化するための統計データとして用いるため。
 - (3) 会員等との申込および取引に関する事務や内部管理業務を行うため。
5. KDDI 等は、お客さま情報について、au フィナンシャルサービスより、変更確認等に係る照会を受けた場合、および前項に定める目的のために利用する場合、最新のお客さま情報の全部または一部を au フィナンシャルサービスに提供します。
6. 第 1 項第 1 号に定めるお客さま情報に変更があった場合、会員は、KDDI 等または au フィナンシャルサービスに当該変更を申告するものとします。なお、KDDI 等に申告した場合、会員は、KDDI 等が、当該申告内容を、au フィナンシャルサービスへ提供することについて同意するものとします。
7. 会員等が前項の変更の申告を怠り、または申告を誤ったことにより、不測の不利益を被ったとしても、両社等はその責任を一切負いません。

第 10 条（メール等の配信）

1. 両社等は、個別にまたは共同にて、本カードに係るアンケート、両社等または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告、その他両社等が会員等にとって有益と考える情報（以下「広告情報等」といいます。）を、au ID に登録されたメールアドレス宛てまたは会員等が当社の指定する方法にて登録等をしたメールアドレス宛てまたは本サイト上に配信することができるものとします。
2. 両社等は、会員等に対して本カードに係る通知を行う場合、会員等に対し個別の通知を行い、または本サイト上に通知事項を掲載（通知事項を記載した WEB サイトへのリンクを

貼る行為を含みます。) するものとします。個別の通知を行う場合、両社等は、前項に定めるメールアドレス宛て、または au ID に登録された携帯電話番号の SMS に配信するものとします。

- 両社等は、会員がカード会員規約に定めるクレジットカードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消等となる事由と同等の事由に該当した場合およびポイント規約の会員の資格を喪失した場合も、広告情報等を継続して配信することができるものとします。

ここからは、「ETC カード利用規定」の記載事項を抜粋しています。

「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）第 2 条第 1 項にもとづく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者）をいいます。

「ETC 会員」とは、本規約および ETC 利用規定を承認のうえ、当社所定の方法で入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより ETC カードの貸与を受けている会員をいいます。

「ETC カード利用規定」

第 17 条（個人情報の取扱いに関する同意事項）

- ETC 会員は、以下に定める ETC 会員の情報を、以下に定める目的で当社が道路事業者に対して通知、提供する場合があることを同意するものとします。

(1) 第 9 条第 4 項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収するために、当社が道路事業者に対し ETC 会員の氏名、住所および電話番号その他 ETC 会員が当社に届け出た当該 ETC 会員の連絡先に係る情報を提供すること。

以上